

新型コロナウイルス流行時における自衛消防訓練の実施について

自衛消防訓練は、消防法第8条1項に基づき、防火管理者の責務として消防計画に定めた回数を実施することとなっております。新型コロナウイルスの影響により消防訓練実施の時期や訓練方法等、変更を余儀なくされている状況下において、下記を参考に状況を踏まえ各事業所様の判断でお願いします。

1. 消防訓練時の感染防止対策

- (1) 訓練参加者はマスクを着用してください。
- (2) 参加者同士が過度に密集することがない訓練場所（方法）としてください。
- (3) 風邪症状等のある方の参加はお控えください。
- (4) 高齢者は、流行の状況等により参加をお控えください。
- (5) 訓練実施前後の手洗い・うがいの徹底、検温の実施及び記録等、その他事業所の実態に応じた感染防止対策をお願いします。

※職員の立会いを希望する際は管轄の消防署等にご相談ください。

2. 消防訓練の延期及び訓練方法について

年間の定めた回数を達成できるよう十分留意した上で、期間内（年度内等）に実施するよう努めてください。延期する場合は、感染流行収束後、速やかに実施してください。延期しない方法のひとつとして、以下のような少人数での部分訓練方法がありますので参考にしてください。

(1) 消火訓練について

- ・消火器等消火設備、器具の設置場所や使い方の確認。

(2) 通報訓練について

- ・119番通報要領の確認や通報装置・放送設備の位置や使い方の確認。

(3) 避難訓練について

- ・避難経路、避難障害物品の有無、避難指示・誘導等について再確認する。
- ・避難器具・自動火災警報設備等の位置や使い方の確認。

※ご不明な点等があれば、下記担当までお問い合わせください。

担当：名取市消防署 消防係

電話：022-382-3019